

令和7年度「H I V検査普及週間」について、お知らせするものです。

事 務 連 絡
令和7年4月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局 御中
各 国 公 私 立 大 学 事 務 局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和7年度「H I V検査普及週間」について

標記について、令和7年4月10日付け感感発0410第1号で厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症課長より別紙のとおり、周知依頼がありましたので、お知らせします。

ついては、関係部署や所管の学校に対して周知されるようお願いいたします。その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校へ一律に周知する以外にも、例えば、他案件とまとめた周知の実施や教育委員会主催の教員研修の場での配布等、貴課に応じて適切に御判断いただくようお願いいたします。

なお、令和7年度「H I V検査普及週間」についてのお問合せは、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症課にお願いします。

(本事務連絡について)
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL : 03-5253-4111(内線 2976)

感感発0410第1号
令和7年4月10日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

令和7年度「H I V検査普及週間」について

エイズ対策の推進につきましては、日頃から特段の御高配を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年3月28日のエイズ動向委員会の発表によると、令和6年の新規H I V感染者報告数については、令和5年と比較しておおむね横ばいですが、保健所等での検査件数の伸びが鈍化していることが影響している可能性がある点に留意し、今後の状況を注視していく必要があります。

令和6年の新規エイズ患者報告数は、令和5年と比べ増加しました。また、令和4年より2年連続で増加し、新規報告数全体に占めるエイズ患者報告数の割合は33.6%と、過去20年間で最も高い割合となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の流行等により保健所等でのH I V検査件数が減少していたことにより、エイズを発症するまで診断を受けていなかった患者が増えていることが可能性の一つとして考えられます。また、外国国籍のエイズ患者報告数が増加しており、日本国籍だけでなく、外国国籍の感染者・患者についても、早期発見と早期治療が重要です。なお、エイズ患者の増加については、トレンドが変わってきている可能性も疑われるため、今後の状況を注視していく必要があります。

こうした状況から、検査・相談体制の充実、今なおエイズ対策の喫緊の課題となっており、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成30年厚生労働省告示第9号。以下、「エイズ予防指針」という。）に基づき、引き続き、検査・相談体制の整備を図ることが重要です。H I V検査普及週間は、エイズ予防指針の趣旨を踏まえ、国や都道府県等が、利便性の高い場所や時間帯に配慮した検査を実施するなど、検査受診希望者の機会を拡大するとともに、広く国民に対して、検査・相談体制に係る情報提供を含む普及啓発を行い、H I V検査の浸透・普及を図る機会とするものです。

また、性感染症のり患とH I V/エイズとの関係が緊密であること等を鑑み、近年感染者数が増加している梅毒や、国内で散発的な患者の発生が報告されているエムボックスについても、検査の実施や普及啓発の推進を図ることとし、令和7年度においても、別紙のとおり、「令和7年度「H I V検査普及週間」実施要綱」を定めました。

つきましては、貴職におかれましても、本週間に際し、エイズに関する正しい知識等の啓発活動に特段の御高配をいただきますようお願いいたします。

なお、貴職以外の関係部署に対する本件の周知、協力方につきましても、特段の御配慮を頂きたく、併せてお願いいたします。

担 当

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課エイズ対策推進室 牧野・長山
電話 03(5253)1111 内線 2096
FAX 03(3581)6251

令和7年度「H I V検査普及週間」実施要綱

1 趣 旨

令和7年3月28日のエイズ動向委員会の発表によると、令和6年の新規H I V感染者報告数については、令和5年と比較しておおむね横ばいであるが、保健所等での検査件数の伸びが鈍化していることが影響している可能性がある点に留意し、今後の状況を注視していく必要がある。

令和6年の新規エイズ患者報告数は、令和5年と比べ増加した。また、令和4年より2年連続で増加し、新規報告数全体に占めるエイズ患者報告数の割合は33.6%と、過去20年間で最も高い割合となっている。これは、新型コロナウイルス感染症の流行等により保健所等でのH I V検査件数が減少していたことにより、エイズを発症するまで診断を受けていなかった患者が増えていることが可能性の一つとして考えられる。また、外国国籍のエイズ患者報告数が増加しており、日本国籍だけでなく、外国国籍の感染者・患者についても、早期発見と早期治療が重要である。なお、エイズ患者の増加については、トレンドが変わってきている可能性も疑われるため、今後の状況を注視していく必要がある。

こうした状況から、検査・相談体制の充実、今なおエイズ対策の喫緊の課題となっており、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成30年厚生労働省告示第9号。以下「エイズ予防指針」という。）に基づき、引き続き、検査・相談体制の整備を図っていくことが重要である。H I V検査普及週間は、エイズ予防指針の趣旨を踏まえ、国や都道府県等が、利便性の高い場所や時間帯に配慮した検査を実施するなど、利用の機会を拡大するとともに、広く国民に対して、検査・相談体制に係る情報提供を含む普及啓発を行い、H I V検査の浸透・普及を図る機会とするものである。

また、性感染症のり患とH I V/エイズとの関係が緊密であること等を鑑み、近年感染者数が増加している梅毒や、国内で散発的な患者の発生が報告されているエムボックスについても、検査の実施や普及啓発の推進を図ることとする。

2 期 間

令和7年6月1日(日)から同月7日(土)まで

3 主 唱

厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

4 主 題（キャッチフレーズ）

各都道府県等によって適宜定めるものとする。

なお、H I V検査ではなく、広く理解されやすくなるよう「H I V（エイズ）検査」という名称を用いても構わない。

（例：「無料＋匿名＋H I V（エイズ）検査＝保健所」等）

5 実施方法

（１）厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

本週間に係る全国的なキャンペーン活動を行うとともに、期間内における検査の日程及び会場等について、プレス発表等を通じて全国一斉に紹介することにより、広くH I V/エイズに対する関心の喚起を図る。

また、H I V検査や相談・カウンセリングに係るマニュアル等を作成するなど、検査や相談に係る情報提供を行うことにより、都道府県等が行う検査・相談に対する技術的支援を行う。

（２）都道府県等

受検者の立場に立ち、地域における特性を踏まえながら、利便性やサービス向上に配慮した検査・相談体制の整備促進を図り、これにより、H I V検査が地域住民にとって身近なものと捉えられるよう環境整備に努めること。

具体的には、平日夜間や土日における検査といった時間外検査や迅速検査、梅毒など他の性感染症との同時検査等の実施はもとより、H I V検査の普及を図るため、イベント等の機会と連動した検査の実施などを行う。

また、H I V/エイズに係る正しい知識の普及啓発を進めるとともに、検査・相談の利用に係る情報について、梅毒やエムポックスなど関心度の高い感染症情報とも合わせて、特に梅毒は街頭での呼びかけや感染リスクの高い性産業従事者等への啓発活動等積極的な広報に努める。

6 留意事項

H I V検査や相談に当たっては、受検者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、検査前及び検査後の相談の機会において、受検者の行動変容を促すため、適切な相談を行うよう努めること。

都道府県から警察に依頼があった場合、広報のために性風俗店営業者の事業者情報の提供や保健所職員等が個別の事業者を訪問する場合にトラブル防止の必要が認められればその活動の後方支援などを協力していただけるため、適宜相談すること。

また、陽性が判明した場合については、医療機関の紹介等に当たり十分に説明する等配慮すること。

7 その他

本週間において実施するH I V検査・相談については、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金「特定感染症検査等事業（H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業）」の補助対象である。

また、H I V検査・相談と併せて実施するイベントやポスター掲示等のH I V検査・相談に係る普及啓発費用については、「エイズ対策促進事業」の補助対象である。